

阪建保業第2700号  
平成29年3月17日

事業主  
保険推進委員 様  
事務担当者

大阪府建築健康保険組合  
理事長 沼田 亘

平成29年4月からの変更点について

向春の候 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして下記のとおりご通知申し上げます。  
つきましては、被保険者の皆さまにご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 短時間労働者の適用拡大について

平成28年10月より従業員常時501人以上の適用事業所（特定適用事業所）に勤務する短時間労働者で、下記に該当する方は社会保険の適用対象となりましたが、平成29年4月以降、500人以下の適用事業所でも、労使合意に基づいて「任意特定適用事業所」となり、短時間労働者の方も社会保険に加入する事ができるようになります。

平成28年10月以降	平成29年4月以降
○常時501人以上の事業所	○常時501人以上の事業所 ○ <u>労使合意を得た事業所</u> <u>(従業員の二分の一以上の同意を得た事業所)</u>
① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生以外	① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生以外

2. 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の変更

4月1日以降に資格取得届、月額変更届、又算定基礎届において『現物によるものの額』を

算出する場合は、変更後の価額により算出していただくこととなります。

●改正内容

食事・住宅で支払われる報酬について、一部地域を除き、直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与額が現在の価額から変動したため、新たな価額を定める。

●改正価額

別紙『厚生労働大臣が定める現物給与の価額表（平成29年4月1日現在）』をご参照ください。